

がん医療水準均てん化の推進に関する検討会報告について

背景

第3次対がん10か年総合戦略
(平成16年度～25年度)

全国どこでも質の高いがん医療を受けることができるようがん医療の「均てん化」を図る

厚生労働大臣の懇談会として「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」を設置(平成16年9月)

検討項目

- (1)がん専門医等の育成
- (2)各がん専門医療機関の役割分担を踏まえたがん専門医等の人材交流
- (3)地域におけるがん専門医等の確保
- (4)地域がん診療拠点病院制度のあり方 等

検討状況

第1回 平成16年9月9日

がん医療の地域格差の現状と課題について

第2回 平成16年10月21日

がん登録制度の現状と課題について

第3回 平成16年11月30日

がん専門医等の育成の現状と課題について

第4回 平成17年1月20日

がん専門医療機関のネットワークの現状と課題について

平成17年3月7日

がん医療水準均てん化の推進に関する検討会報告書起草委員会メンバーによる参考人(がん患者団体)からの意見聴取

平成17年3月17日

(起草委員会)がん医療水準均てん化の推進に関する検討会報告書(案)について

第5回 平成17年3月29日

がん医療水準均てん化の推進に関する検討会報告書(案)について

検討会の提言骨子

①がんの専門医等(特に化学療法、放射線療法の領域)の育成

- ・大学におけるがん診療全般を横断的に見ることのできる化学療法及び放射線療法などを専門とする講座設置の検討
- ・下記の地域がん診療拠点病院間のネットワークを踏まえ、国立がんセンター等における研修体制の拡充

②医療機関の役割分担とネットワークの構築

- ・地域がん診療拠点病院の整備の促進(二次医療圏に1か所程度)
- ・地域がん診療拠点病院の階層化と役割分担の明確化 → 地域がん診療拠点病院のあり方の見直し
都道府県の中心となる都道府県がん診療拠点病院(仮称)の指定
- ・特定機能病院の地域がん診療拠点病院(特に都道府県がん診療拠点病院(仮称))への位置付け
- ・地域がん診療拠点病院間及び一般医療機関との間の病病連携、病診連携等のネットワークの構築と
医療計画への明記

③がん登録制度

- ・地域がん診療拠点病院を中心に標準様式に基づく院内がん登録の促進
- ・院内がん登録データの地域がん登録事業への活用

④情報の提供・普及

- ・地域がん診療拠点病院の標榜制度導入の検討
- ・地域がん診療拠点病院の医療相談室の機能強化
- ・地域がん診療拠点病院間及び国立がんセンターとのネットワークを活用した情報収集・提供体制の整備
(がん情報センター(仮称)の設置を検討)

「地域がん診療拠点病院のあり方に関する検討会」について

背景

「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」の報告書

見直しの方向性

1. 指定要件をできる限り数値を含めて明確化する。
2. 指導的な役割などが期待できる特定機能病院を指定の対象に含める。
3. 拠点病院を2段階に階層化し、役割分担を明確化するとともに、それを踏まえたネットワークを構築する。
4. 医療相談室の機能の強化
5. 拠点病院制度に対するインセンティブが働くような仕組みを作る。
6. 指定については更新性を導入する。

検討状況

[第1回ワーキング会合 平成17年6月28日]

○第1回検討会 平成17年7月13日

・地域がん診療拠点病院の整備に関する指針の見直しについて(1回目)

[第2回ワーキング会合 平成17年8月10日]

○第2回検討会 平成17年8月12日

・地域がん診療拠点病院の整備に関する指針の見直しについて(2回目)

・既指定病院の取扱いについて

地域がん診療拠点病院のあり方に関する検討会での意見要旨（がん登録部分）

- 拠点病院における院内がん登録標準様式（2003年度版）は、厚生労働科学研究により取りまとめられ、拠点病院には提示済み。
- 平成17年8月時点の調査で、拠点病院121施設中85施設は院内がん登録を実施。ただし、全てが標準様式・標準項目に基づいた登録ではない。
- 拠点病院であっても、求められる登録項目数があまり多いと対応しきれない。特に取り扱い患者数の多い施設では、現場の医師にとってかなり負担となる状況が生じてくるのではないか。
- 当該様式においては特に症例のフォローアップ部分の項目が多く、登録は容易ではない、との意見が医療現場にはある。
- 登録標準様式項目のうち、確実に記入を求める「必須項目」と、情報が把握できた場合に記入する「参考項目」に分けて考えるべきではないか。
- 標準様式における必須項目はそれほど多くない。従前の登録様式に比べると登録に際してのハードルは比較的低い。よって、必須項目の情報をまず集積し、その上で必要に応じてさらに詳細な情報を記載する2段階方式がよいのではないか。
- 研究班でまとめた標準様式・登録プロトコールについての十分な啓蒙も必要。
- 標準様式に基づく登録では医療現場が対応できないということであれば、どのような見直しが必要なのか。また、それらの見解が当該登録様式に対する誤解であるとしたら、どのようにしてその誤解を解いていくべきか、それぞれ検討が必要。
- 5年生存率等、登録の結果得られるアウトカム指標についての意義、情報発信の方法等についても検討が必要である。
- 以上の内容を踏まえた上で、拠点病院における現実的ながん登録方法について、医療現場の医師と疫学等研究者を交えた検討の場を設けることが必要。

- 以上の議論を踏まえ、「地域がん診療拠点病院のあり方に関する検討会」として、以下のように提言。
「地域がん診療拠点病院は、標準様式に基づく院内がん登録を実施すること。
ただし、標準様式項目の医学的・統計学的妥当性および実現可能性について、
今後、臨床医を含めた検討会等で議論し、必要に応じ項目の見直し等を行う。」

主要検討課題に係る論点整理（たたき台）

1. がん登録の定義について

(1) がん登録事業は、都道府県が実施主体となって、管内の医療機関とともに実施するものであり、医療機関内でのデータ集積を行う「院内がん登録」と、それらの提供を受け都道府県でデータ集積を行う「地域がん登録」とが含まれる。

(資料5、6、7、8)

(2) 「臓器がん登録」は、学会等が実施主体となって、医療機関とともに実施し、各臓器がんの病態解析に有用なデータを収集・提供する。

2. 院内がん登録の目的について

(1) 院内がん登録のデータが地域がん登録に寄与することにより、地域がん診療連携拠点病院（仮称）におけるがんの診療実態把握と経年的モニタリングや、地域特性の把握に寄与し、行政施策の企画・立案・重点化等、がん対策の評価・モニタリングに必要なデータを収集する。

(資料9、10)

(2) 院内がん登録のデータが地域がん登録に寄与することにより得られたデータは、医学の発展や国民の健康の保持増進に多大な役割を果たす医学研究に活用される。

(資料10)

(3) がん登録事業の目的と、学会等が実施している臓器がん登録や全国がん（成人病）センター協議会によるデータとの目的の違い（役割分担）

を考慮に入れる必要がある。臓器がん登録の目的は、主にがんを扱う病院等について、我が国のがんの特性等に必要なデータを収集する。

(資料 11、12-1、12-2)

3. 地域がん診療連携拠点病院（仮称）における院内がん登録の標準登録項目について

- (1) 厚生労働科学研究班により提示された地域がん診療拠点病院 院内がん登録標準項目 2003 年度版は、現在 2006 年度版（資料 13-1, 13-2）に改訂中であり、今後の標準項目への後者の活用について検討する。
- (2) 「地域がん診療拠点病院のあり方に関する検討会」における議論を踏まえ、医学的・統計学的妥当性および実現可能性に関する観点から標準登録項目について検討する。

(資料 3-2、14)

- (3) 登録対象がん種について、「地域がん診療拠点病院のあり方に関する検討会」において、「各施設が専門とする分野において、集学的治療（手術・抗がん剤・放射線治療・他科コンサルト・緩和医療等の組み合わせ等）及び各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療並びに応用治療を行うこと。」とされたことを踏まえ、その範囲について検討する。

(資料 14)

- (4) 実務に関するノウハウのサポート体制には、研究班が行っている研修や、メーリングリストや手引き等があるので参考とする。

(資料 15)

(5) 厚生労働科学研究班によって現在改訂中の院内がん登録標準項目 2006 年度版（資料 13-2）は、地域がん登録との整合性を考慮して作成されることを踏まえ、院内がん登録と地域がん登録の登録項目の整合性について検討する。

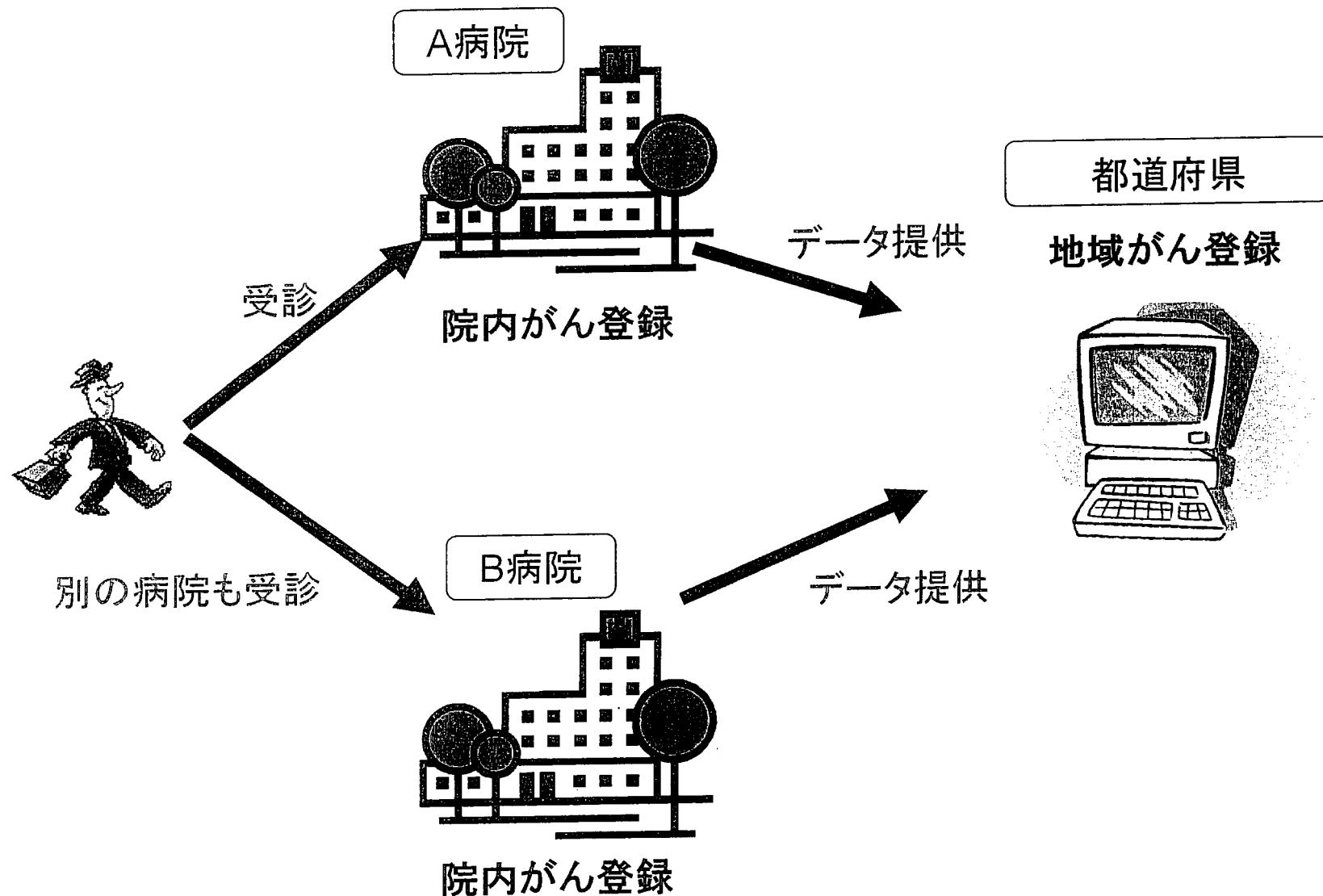
4. 院内がん登録により得られた各種指標の評価およびその利用について

- (1) 院内がん登録により得られる 5 年生存率の医学的・統計学的限界、使用目的等、解釈上の留意点について検討する。
- (2) 院内がん登録により得られる指標の発信方法、各病院へのデータのフィードバック、がん登録事業以外の研究における活用等について検討する。

5. その他

- (1) 個人情報保護及び疫学研究等研究活動とがん登録事業（院内がん登録及び地域がん登録）の関係について、確認する。
(資料 9、10、参考資料 4、5)
- (2) 地域がん診療連携拠点病院（仮称）以外の病院におけるデータ収集のあり方について検討する。

がん登録の流れ



地域がん診療拠点病院の整備に関する指針

I 地域がん診療拠点病院（以下「拠点病院」という。）の指定

- 1 都道府県知事が下記2を踏まえて推薦する医療機関について、厚生労働大臣が適当と認めるものを拠点病院として指定する。
- 2 各都道府県においては、医療計画等との整合性を図りつつ、2次医療圏に1カ所程度を目安に拠点病院を指定することとする。

II 拠点病院の指定要件

我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん等）について、地域の医療機関と緊密な連携を図り、継続的に全人的な質の高いがん医療を提供するために、以下に示す体制を有すること。

1 診療体制

（1）診療機能

- ① 我が国に多いがんについて、地域におけるがん診療連携の拠点病院としての役割を果たすことのできる専門的医療体制を有すること。
- ② 緩和医療を提供する体制を有すること。

（注）緩和医療については、当該病院が、がん緩和ケア病棟を有しない場合であっても、緩和医療チームによる診療機能が備わっている場合には、緩和医療の提供体制が確保されているものとする。

- ③ 大学病院その他個別のがん分野で質の高いがん医療を実施している医療機関に支援を求める、或いは地域の医療機関からの診療に関する相談に応じる等、他の医療機関との連携、協力関係を有すること。

（2）診療従事者

- ① 我が国に多いがんについて専門的医療を行うとともに、画像診断、化学療法、緩和医療等に関し、地域の医療機関や患者からの相談に適切に対応できる医師が配置されていること。
- ② 精神保健福祉士、臨床心理に携わる者、臨床診療録管理に携わる者及びソーシャルワークに従事する者が配置されていることが望ましい。

③ 放射線治療医、病理専門医が配置されているか又はそれらの協力を得られる体制が確保されていること。

(3) 医療施設

- ① 医療相談室が設置されていること。
- ② 集中治療室が設置されていることが望ましい。
- ③ 無菌病室を有していることが望ましい。
- ④ 放射線治療施設を有しているか又はこれを有する医療機関の協力が得られる体制が確保されていること。

(4) 医療機器

上記の診療体制を確保するために必要な高度な医療機器が設置されており、その操作・保守に精通した医療従事者が配置されていることが望ましい。

(5) 院内がん登録システム

院内がん登録システムが確立している、または今後数年以内に当該システムが確立する見込みが確実である医療施設であること。

2 研修体制

(1) 地域のがん診療に携わる医師等の医療従事者に対し、必要な研修の実施に積極的に取り組むこと。

(2) 拠点病院内の医療従事者の能力向上のため、医師等の医療従事者研修の実施に積極的に取り組むこと。

3 情報提供体制

(1) 地域におけるがん診療に関する情報をホームページ等を通じ適切に公開すること。

(2) 地域の医療機関からの診療に関する相談等に応じ必要な情報を提供すること。

(3) 拠点病院で構成する全国的な協議会（全国地域がん診療拠点病院連絡協議会）にがん患者の5年生存率等の情報を報告するなど、総合的ながん情報の収集提供に積極的に取り組むこと。